

松江市デジタル化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市デジタル化支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市内に本社を有するもの

イ 市内に製造拠点を有するもの

(2) 製造業 日本産業標準分類(令和5総務省告示第256号)に定める大分類に掲げる産業のうち、製造業に属するものをいう。

(3) ソフトウェア等 ソフトウェア又はクラウドサービスをいう。

(4) IoTデバイス ネットワークに接続し、専ら自らデータの収集を行うための機器をいう。ただし、パソコンやタブレット、スマートウォッチのような汎用性の高いものは除く。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市デジタル化支援事業補助金
補助金交付の目的	中小企業者が、受注の拡大、生産及び業務の効率化を図るために必要なソフトウェア等及びIoTデバイスを導入する際の経費の一部を補助することにより、中小企業者の生産性の向上及び経営体質の強化に資することを目的とする。

<p>交付の対象である事業の内容</p>	<p>中小企業者が市内事業所で実施する、次に掲げる事業とする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている事業を除く。</p> <p>(1) 製造現場デジタル化支援事業 次のいずれかに該当する事業とする。</p> <p>ア 製品製造に必要な業務や製造工程を管理する業務をデジタル化するために必要なソフトウェア等又はIoTデバイスを導入する取組</p> <p>イ 業務効率化又は付加価値を創造することを目的として、製造工程に関連する導入済みのソフトウェアを改修する取組</p> <p>(2) 省力化実践支援事業</p> <p>業務効率化を目的として製造工程に関連しない業務をデジタル化するために必要なソフトウェア等を導入する取組</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>別表に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。</p>
<p>交付の率又は金額</p>	<p>次に掲げるとおりとする。ただし、同一年度内における補助事業者に対する補助金の交付は、各事業につき1回を限度とする。</p> <p>(1) 製造現場デジタル化支援事業</p> <p>補助対象経費の2分の1の額（1,000円未満切捨て）とし、80万円を上限とする。ただし、「松江市IT活用アドバイザー派遣事業」を利用し、当該助言に基づくソフトウェア等の導入若しくはソフトウェアの改修、又はIoTデバイスの導入（以下「IT等の導入又は改修」という。）の場合は、補助率を補助対象経費の3分の2の額（1,000円未満切捨て）とする。</p> <p>(2) 省力化実践支援事業</p> <p>補助対象経費の2分の1の額（1,000円未満切捨て）とし、20万円を上限とする。ただし、「松江市IT活用アドバイザー派遣事業」を利用し、当該助言に基づくソフトウェアの導入の場合は、補助率を補助対象経費の3分の2の額（1,000円未満切捨て）とする。</p>
<p>補助事業者の範囲</p>	<p>製造業を主たる事業として営む中小企業者であって、市税を滞納していないものとする。</p>
<p>終期</p>	<p>令和9年3月31日</p>

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、松江市デジタル化支援事業補助金交付申請書（別記様式）を次に掲げる類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施に要する経費の見積書及びその明細（写し）
- (2) IT等の導入又は改修の概要が分かるもの
- (3) 直近2期分の決算書の写し

（市税納付状況の確認）

第4条の2 市長は、補助事業者の市税納付状況について、滞納がないか確認するものとし、確認を行う日は、市長が別で定める日とする。

（現地調査）

第5条 補助事業者は、IT等の導入又は改修の完了後、市職員による現地調査を受けなければならない。

（実績報告）

第6条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの
- (3) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

(1)製造現場デジタル化支援事業

経費区分	内 容
ソフトウェア等・IoTデバイス導入費	ソフトウェア及びIoTデバイス購入費、クラウドサービス利用料、ソフトウェア等及びIoTデバイスの設定費、ソフトウェア等及びIoTデバイス利用のための研修費 ※クラウドサービス利用料は、当該サービス利用開始年度に限り補助対象経費とし、交付決定から当該年度の3月31日までに支払いを完了した経費とする。
ソフトウェア改修費	ソフトウェア改修に要する委託費

(2)省力化実践支援事業

経費区分	内 容
ソフトウェア等導入費	ソフトウェア購入費、クラウドサービス利用料、ソフトウェアの設定費、ソフトウェア利用のための研修費 ※クラウドサービス利用料は、当該サービス利用開始年度に限り補助対象経費とし、交付決定から当該年度の3月31日までに支払いを完了した経費とする。

別記様式（第4条関係）

松江市デジタル化支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）松江市長

住 所

申請者 氏名又は団体名
及び代表者氏名

松江市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。また、以下について誓約します。

- 1 補助事業等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を関与させないこと。
- 2 松江市税に滞納がなく、当該市税の納付状況の確認を行うことに同意すること。

記

補 助 年 度	補助金等の名称
補 助 事 業 等 の 名 称	
補助事業等の目的及び内容	
補 助 事 業 等 の 効 果	
補助事業等の経費所要額 （ 補 助 対 象 経 費 ）	円
補助事業等の交付申請額	円
補助事業等の施行場所	
補助事業等の着手年月日 及び完了年月日（予定）	着手 完了
添 付 書 類	